

高度外国人材の採用機会拡大及び受入支援に係る連携協定書

神奈川県（以下、「甲」という。）及び株式会社ASIA to JAPAN（以下、「乙」という。）は、以下のとおり連携に関する協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携、協力することにより、県内企業が高度外国人材を採用する機会を拡大するとともに、併せて、高度外国人材の受入を支援することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項に関して連携し、協力する。

- (1) 県内企業等による高度外国人材採用の機会拡大に関すること
- (2) 県内企業等による高度外国人材受入及び定着への支援に関すること
- (3) 高度外国人材の雇用動向に係る情報の収集及び共有に関すること
- (4) その他、本協定の目的に資する取組に関すること

2 甲及び乙は、前項に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかから、本協定内容の変更を申し出た場合は、その都度協議の上、書面により必要な変更を行う。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た秘密情報について、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、本協定終了後も、終了理由のいかんを問わず、前項に定める守秘義務を引き続き負うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から起算して2年間とする。また、更新については、本協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲及び乙が協議の上、書面より合意した場合に限り、本協定を更新することができる。

(反社会的勢力に関する対応)

第6条 甲及び乙は、反社会的勢力(暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法を用いて経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。)とのいかなる関係も有していないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次のいずれの行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲及び乙は、相手方が前項いずれかの行為を行った場合、相手方に何ら通知することなく本協定を解除することができる。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年6月11日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 東京都台東区台東2-30-10
THE GATE 御徒町 6階
株式会社ASIA to JAPAN
代表取締役社長 三瓶 雅人